

公益社団法人 栃木県柔道整復師会 入会案内

☆入会に関する提出書類

1	日本柔道整復師会入会申込書	2	栃木県柔道整復師会入会届
3	履歴書(ネクタイ着用写真添付)	4	免許証(写し)または合格証書(写し)
5	関東ブロック会グループ保険金受取人指定届※	6	団体定期保険申込書兼告知書(印鑑をご持参ください)
7	新入会員会報「とちのき」紹介書(写真添付)		

※任意



☆入会に関する費用

	正会員 (院主/代表者)	備考
1	栃木県柔道整復師会入会金 ※	¥100,000 軽減制度あり
2	栃木県柔道整復師会会費	¥10,000
3	栃木県柔道整復師会互助会費	¥4,000
4	栃木県柔道整復師会会員証	¥4,500
5	栃木県柔道整復師会政治連盟会費	¥11,000
6	栃木県柔道整復師会団体生命保険	毎月年齢により600円~1,000円 40歳以下、41歳~60歳以下、61歳~79歳
	小計	¥129,500

※栃木県柔道整復師会入会金について、再入会者および同一施術所の1親等・配偶者は半額とする。

6	日本柔道整復師会入会金	¥10,000	承認の上、納付
7	日本柔道整復師会年会費	¥20,000	
8	日本柔道整復師会政治連盟会費	¥7,000	
9	関東ブロック会会費	¥2,000	
10	関東ブロック会グループ保険制度 ※	前期・後期に分け徴収	保険料確定後徴収
11	栃木県柔道整復師協同組合出資金	¥10,000	承認の上、納付
12	栃木県柔道整復師協同組合賦課金	¥3,600	承認の上、納付(¥300×12ヶ月)
13	申請書用紙代(1式)	¥3,229	
	小計	¥55,829	

※関東ブロック会グループ保険制度は、関東ブロック団体生命保険制度であり、前期と後期に分け掛金を納付いただきます。給付の内容は死亡弔慰金・高度障害保険金の2種であり、死亡弔慰金は150万円が給付されます。

合計 **¥185,329**

別途月々請求 定率会費 (前年の療養費支給申請書の合計金額による)	前年の合計金額	徴収率
	300万円以下	1.95%
	300万円超~3000万円	2.40%
	3000万超	2.45%